

# 林野火災予防のための新たな取組みを開始します

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災をはじめ、全国各地で林野火災が多発しています。これを踏まえ、林野火災予防を目的として火災予防条例の一部を改正し、令和8年3月31日から**林野火災注意報**や**林野火災警報**の運用を開始します。

## ●改正概要

降水が少なく、乾燥している気象状況下において、『林野火災注意報』を発令し、屋外での火の使用について注意を呼び掛けます。加えて、強風が吹く状況下では『林野火災警報』を発令し、屋外での火の使用を制限することで、林野火災の発生及び延焼拡大を予防します。

### 林野火災注意報 が発令された場合

屋外での火気使用(火入れ、たき火等)注意  
**【努力義務】** 火災予防にご協力ください  
広報活動等について  
メールマガジンにより広報

### 林野火災警報 が発令された場合

屋外での火気使用(火入れ、たき火等)制限  
**【義務】** ※罰則もあるので要注意！  
広報活動について  
メールマガジンに加え、防災行政無線により広報  
消防隊により森林周辺地域の巡回広報、消火指導

※対象期間:1月～5月

※対象地域:森林(森林整備計画で定める国有林及び民有林)

国有林

関東森林管理局  
伊豆森林管理署



民有林

静岡県森林  
クラウド  
公開システム



### 【林野火災警報発令時の火の使用制限について】

- ・山林、原野等において火入れをしないこと
  - ・煙火を消費しないこと
  - ・火遊び、たき火をしないこと
  - ・山林、原野等及び可燃物付近で喫煙をしないこと
  - ・残火(たばこの吸い殻含む)、取灰又は火粉を始末すること
- ※ 注意報発令時もおご注意ください

火の取扱い時は、水バケツなど消火の準備をして、完全に消火してください！



## 市民の皆さんに守って欲しい『 5つの行動 』

### 1. 火を使用する前の確認

注意報、警報が発令されていないか確認しましょう。(熱海市メールマガジン等)

### 2. たき火・火入れ

強風時や乾燥時は絶対に行わないようにしましょう。

### 3. 喫煙

指定場所以外での喫煙は厳禁、吸い殻は完全に消して持ち帰りましょう。

### 4. 枯れ草の管理

住宅周辺の枯れ草、可燃物は早めに除去、整理をしましょう。

### 5. もし火災を発見したら

119番通報し、安全な場所へ避難しましょう。



熱海市メールマガジン  
登録はこちら！

林野火災に関する情報は…  
熱海市消防・防災情報  
をご登録ください。

☎ 問合せ先 熱海市消防本部 0557-81-2555